○特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号)

_	事特	 第 二 (		
〜四 (略)	-態は、次に掲げる事態とする。	条 法第二十九条の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された  特定個人情報の安全に係る重大な事態)	改 正 後	
一~四 (略)	事態は、次に掲げる事態とする。特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な	第二条 法第二十八条の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された(特定個人情報の安全に係る重大な事態)	改 正 前	